王家福・加藤雅信編

『現代中国法入門』

勁草書房 1997年 xvi+466ページ

小林昌之

1978年以降,中国は改革開放路線の一環として, 法整備を精力的に進めてきた。しかし,急速に整備 をはかってきたために,法体系としての一体性や整 合性は蔑ろにされ,また刻々と変化する政策の影響 もあり,現行法体制の全体を把握することは容易で なかった。現在もなお社会主義市場経済に向けた法 制の変革が続いているが,本書はまさにこの点を解 明することを目的としている。

本書の特色は「はしがき」にも記されているように、その執筆陣にあろう。全員が中国社会科学院法学研究所の研究者である。法学研究所は政府直属のシンクタンクであり、執筆者の多くはアカデミックな研究のみならず、直接・間接に立法活動に参加している。特に、中国側の編者である王家福教授は法学研究所の所長を長らく務め、現在は立法機関である全国人民代表大会の代表および同法律委員会の委員を務める法学界の代表的人物の1人である。立法過程での議論を熱知し、最新の情報をもつ彼らによる現行法の紹介は、それだけで価値があるといえよう。

本書は主要な現行法を網羅しており、現代中国法 総論、憲法、行政法、民法、知的財産法、婚姻家族 法、商法、会社法、競争法、税法、金融法、外国人 投資法、民事訴訟法、仲裁法、刑法、刑事訴訟法の 16章から構成されている。

第1章の総論に続き,第2章以下では各法分野のトピックが簡潔に論じられている。以下,印象に残った点を若干紹介する。

第1章「現代中国法総論」では、現代中国法の理論と理念を中心に、その歴史的変遷と展望が述べられている。著者は「中国的特色のある社会主義建設

を中心課題とする改革開放事業が発展していく中で、 従来の現代中国法を支えた理論・理念は動揺を余儀 なくされてきた」(6ページ)とし、現代中国法の 新しい理論と理念を提示する。また、1970年代末か ら始まった民主政治の建設および経済体制改革の順 調な発展に応え、法制改革も成果を上げてきたとの 見解を示し、社会主義市場経済の法制度を確立する ことは、過去の計画経済の法制度を徹底的に否定す る根本的な改革であると断言する。

第3章「行政法」では、著者が「行政訴訟は必ずしも公民権益の『救済の終極的な手段』であるとは限らない」(65ページ)と認識していることが興味深い。中国は三権分立制をとらず、裁判所は行政の具体的行政行為に対して変更判決を下すことができないことを、理由として挙げている。そして、抽象的行政行為に対しては司法権は一切及んでいないので、公民の法的救済制度を完備するためにも、早急に中国的特色のある違憲審査制度を確立することが不可欠であると提唱している。

第4章「民法」では、著者は中国の現行民法は先進国にみられる現代市場経済に共通する諸原則をすでに取り入れていると肯定的に評価する一方,他方ではその欠点を認識し、それらを具体的に指摘している。例えば、当事者自治に対する制限が多く、行政関与が強いこと、法規間の重複・抵触・不整合があること、原則的な規定が多すぎることなどである。最後の点については、「立法宜粗、不宜細」(法律は細かく規定するよりも大まかに規定した方がよい)という立法の指導理念が原因として挙げられている。これらは民法に限らず、中国法全般に共通する根本的問題である。

本書は、中国の現行法制を調べる際のツールとしてとても有用である。しかし、条文の紹介や理念的な説明が多く、背景の理解なしに「入門書」として読むにはやや消化し難いと思われる。また、立法に対する批判的検討や現実の法運用上の問題点の検討などが若干少ないように感じられる。ともあれ、中国の代表的な法学者が提供する話題は示唆に富み、参考となる。

(アジア経済研究所経済協力調査室)